

No.

# Record of Discussions (R/D)

## 作成のためのマニュアル

1979年1月

国際協力事業団

企画部



企
<del>SC</del>
79-1

国際協力事業団	
受入 月日 584.8.28	000
登録No. 14249	36
	PL

## 序

プロジェクト方式技術協力の実施は、協定に基づくものもあるが、多くはR/Dに基づいている。R/DはRecord of Discussionsの略であり、技術協力関係実施機関間の「討議議事録」のことである。殆んど技術協力プロジェクトの場合、実施協議チームが現地において相手国の実施機関と技術協力の内容につき協議し、協議結果をR/Dに取りまとめ、わが方はチームの団長がこれに署名する。

R/Dとりまとめのための交渉はある意味では協定締結交渉に準ずる性格を有するものであり、交渉技術上のKnow-howを必要とする側面を有するので、ここに関係者のR/D交渉上その他の実務的指針となるようなマニュアルとしてR/Dの意義及び案文作成上の諸問題等を取りまとめてみた。実際には現地公館を通じて外務本省の指示を得て交渉をまとめる場合が多いが、基本的には本マニュアルを参考されたい。

1979年1月

国際協力事業団

企画部長

JICA LIBRARY



1019195[5]



# 目 次

1. 総 論 .....	1
1-1 R/D の基本的性格 .....	1
1-2 R/D 方式の意義及びその長所と短所 .....	2
1-3 R/D 方式か協定方式か .....	3
1-4 プロジェクト方式技術協力の流れと R/D 締結の位置づけ .....	4
1-5 口上書による R/D のエンドースメント .....	5
2. R/D の原文 (英文・西語文及び和文) .....	6
(英 文) .....	6
(西語文) .....	10
(和 文) .....	14
3. R/D 作成のためのマニュアル .....	17
3-1 本文 (カバリング) .....	17
3-2 The Attached Document (附属文書) .....	20
タイトル .....	20
(R/D条項)	
I 両国政府の協力 .....	20
II 日本人の専門家の派遣 .....	22
III 機 材 供 与 .....	26
IV 研 修 員 受 入 .....	27
V 相手国政府のとるべき措置 .....	28
VI プロジェクト管理 .....	29
VII 日本人専門家に対する請求 (クレーム) .....	32
VIII 相 互 協 議 .....	32
IX 協 力 期 間 .....	32



# 1 総論

## 1-1 R/Dの基本的性格

### (1) 実施機関の合意文書（国際法上は国際約束にあらず）

- (イ) R/Dは、技術協力関係実施機関間（わが方はJICA）の合意文書である。合意内容は、一定の内容を有する技術協力の実施を各々自国政府に勧告することである。
- (ロ) 国際協力事業団法第21条第1項第一号は、JICAの業務につき「条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。」と規定しており、事前の国際約束なしにJICA自体が技術協力の実施そのものにつき直接相手国実施機関との間に合意をとり交す制度になっていない。

### (2) 協力実施上の基礎文書（実体的には協定に準ずる効果）

- (イ) 上記(1)の通り、R/Dは国際約束を形成するものではなく、国際法上は何の意味をも持たないが、実体的には協力実施上の基礎文書であり、協定（交換文をふくむ、以下同じ）に準ずる効果を有するものである。
- (ロ) 即ち、R/Dが一端締結されれば、R/Dによる技術協力実施の勧告が政府によって受け入れられない場合は殆んど無く（相手国側の執るべき措置につきR/D記載事項通り履行されない場合も皆無ではないが、右ケースは極く稀である）、実体的に見れば、R/D締結を以って技術協力の開始（R/Dに特に協力開始時期が明記されている場合は別であるが）と考えてよい状況にある。特にわが国については、従来實際上R/Dとりまとめ以前に大綱につきJICAと政府との間で協議をしておき、事前協議を了したR/Dの内容を政府が受け入れなかった事例は皆無であり、ほぼ100%政府に承認されていると言ってよい。
- (ハ) 従って、JICAは相手国実施機関との間で技術協力の実施につき各々自国政府に勧告することに合意し、かかる勧告を受けて両国政府が所定の技術協力フォーム（いわゆるコロンボ・プラン・フォーム、正確にはコロンボ非加盟国についてはかかる名称を使用し得ないが、便宜的に以下コロンボ・プラン・フォーム《CPフォーム》と総称する）を添付した口上書等の公文書を交換することによって国際約束を形成し、これに基づき具体的な技術協力が実施されることになる。なお、通常勧告を承認した旨の文書の交換は特に行なわれていない。

## 1-2 R/D方式の意義及びその長所と短所

### (1) R/D方式の意義

プロジェクト方式技術協力にはR/D方式と協定方式の2つがある。R/Dなり協定なりの基礎文書が必要とされる理由は、協力規模が大きくかつ長期間を要し、計画的運営を必要とするプロジェクト方式技術協力の特性にある。即ち、単発ベース技術協力と異なり、プロジェクト方式技術協力は、原則として開発途上国の開発プロジェクトに対し多年度にまたがり、専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与を有機的に結びつけて計画的に比較的大規模な協力を実施する。かかるプロジェクト方式技術協力の特性に鑑み、技術協力プロジェクトの全体の枠組みを規定する基礎文書が必要となる。協定は、国際約束を形成する文書であると同時に、技術協力プロジェクトの全体を規定する基礎文書である。これに対しR/D自体は国際約束を形成するものではないが、技術協力プロジェクトの枠組みを規定する基礎文書である。プロジェクトの実施に当たって個々の専門家派遣等の際に必要となる国際約束はCPフォームを添付した口上書等の公文書を交換することによって形成するが、かかる個別的な措置を適切にとることは基礎文書(R/D)と言う全体像を示すカサの下にはじめて可能である。

### (2) 事務手続上の簡便さ

わが国にとってR/Dの最大の長所は、実施機関相互の討議の記録という性格上、締結までの間に外交交渉及び閣議請議等の国内手続を含め相当の時間と労力を必要とする協定あるいは交換公文に比べ、作成が容易であり、しかもR/Dを基礎としたCPフォームを添付した口上書等の公文書の交換により簡単に国際約束を形成し、プロジェクト方式技術協力を実施しうる点にある。この簡便さは、開発途上国にも多くの場合当てはまるが、R/D締結を閣議決定(ないし了解)事項とするなど協定と同様の手続を必要とする開発途上国も例外的にはあり、その場合にはR/D方式と言えども必ずしも事務手続上の簡素化にならない場合もある。

### (3) 性格のあいまいさ

上記1の(2)の通り、R/Dは實際上協定に準ずる効果を有していると言ってよいが、法的には国際約束ではなく、「R/Dとは何ぞや」という疑問を常に伴うのが欠点である。コロンボ・プラン加盟国等わが国からの技術協力受入れに慣れている国との間では、この点につき比較的トラブルは少ないが、わが国の援助制度につき理解の乏しい国の場合には、そもそもR/Dの概念につき正確な理解を求めることが困難な場合もある。また、実際上は、殆んどの場合R/D内容は相手国政府の受入れるところとなるが、理論的にはR/Dを締結してもR/Dの内容が100%相手国政府によって受入れられるとの保証はなく、



わが方で必要な措置をとっても相手国側がそれに応じて所要の執るべき措置をとらないか  
もしれないという不安が常に残る（但し、このことは逆にわが国の側についてもあてはま  
るところであり、理論的には R/D を締結しても政府としては法的には一切拘束されない  
という意味で安全弁となる）。特に相手国側の国内予算措置については、国際約束と異な  
り拘束力を有しないだけに、R/D 方式の場合には協定方式による場合よりも不利な扱い  
を受け、十分な予算措置が講じられない場合が稀ではあるが存在する。

### 1-3 R/D 方式か協定方式か

プロジェクト方式技術協力を実施する場合、R/D 方式をとるか、協定方式をとるかは、  
相手国側の意向の如何もさることながら、「手続上の簡便さ」と「法的性格の明確さ」とい  
う2つの要請を比較衡量して決定することになる。但し、協定方式による場合開発途上国側  
の事務処理体制の効率性の問題もあり、ひどい場合には1年以上手続に時間を費す場合があ  
り、単年度予算主義をとるわが国予算制度上予算の執行が不可能になることがある。また、  
協力規模の小さいプロジェクトについてまで、いちいち協定締結手続をとることは事務的に  
煩瑣に過ぎるきらいがある。

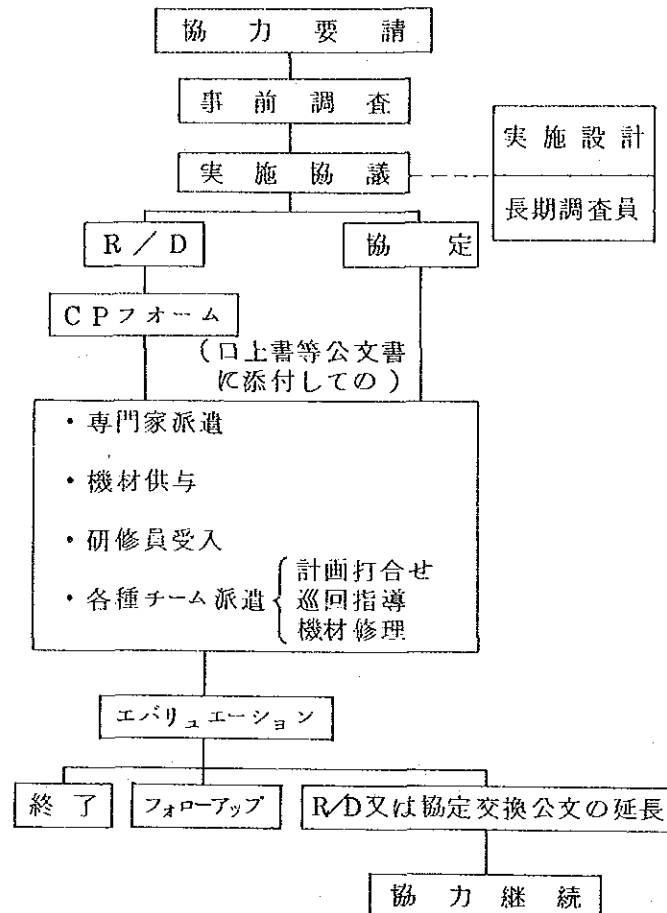
主として、かかる理由から従来例をみると、圧倒的に R/D 方式が多い（昭和53年7  
月1日現在 技術協力プロジェクト総数80件のうち協定方式によるものは僅かに12件の  
みである）。事業別にみると、海外技術協力センター事業と農林業協力事業は協定方式をと  
るプロジェクトがあるのに対し、保健・医療協力事業及び産業開発協力事業は全て R/D 方  
式によっている。

R/D 方式であれ、協定方式であれ、制度的にまた手続的に改善する余地は大きく、い  
ずれの方式を中心とするかは今後の検討課題であるが、従来は R/D 方式を原則とし、以下の  
場合に協定方式をとることとしてきている。

- (1) 協定によらない限りプロジェクト方式技術協力の実施に必要な特権・免除及び便宜ある  
いは必要な予算等を確保し得ない相手国の場合。
- (2) プロジェクト規模、特に相手国側負担分が大きく、協定という安定した取極により先方  
政府のとるべき措置等を確実にしておく必要がある場合。
- (3) 外交上の配慮等により必要と認められる場合。

#### 1-4 プロジェクト方式技術協力の流れとR/D締結の位置付け

相手国政府からプロジェクト方式技術協力要請を受けて、技術協力計画の立案、実施を経て終了に至るまでの流れを概略図示すると次の様になる。



プロジェクト方式技術協力の各事業別形態また個々のプロジェクトにより技術協力プロジェクト実施のプロセスは異なるが、一般に、協力要請受理後要請内容を検討し、事前調査実施を決定する。次いで、事前調査実施後、調査結果を踏まえ協力の可能性、協力の態様等を検討し、わが方の協力案をまとめ、更に、実施協議チームを派遣して、細部の調査を実施するとともに協力の細部につき相手国側と協議し、R/Dをとりまとめる（協定方式の場合には別途協定を作成する）。

従って、多くの場合実施協議チーム派遣時にR/Dを締結することとなるが、必ずしも全てのプロジェクトが予定通りのプロセスで進行するとは限らず、実施協議チーム派遣時にはR/D締結に至らず、別途当該プロジェクトに関係する他の種類のチームに締結せしめたり、また、現地JICA事務所等を通じ協力内容及びR/D案文につき協議せしめ、その結果確定したR/D案文に本邦にて署名して、それを現地に送付することによって署名の交換をする場合等、様々な例外的バリエーションがある。

## 1-5 口上書によるR/Dのエンドースメント

上記の如く、R/D方式は事務手続の簡素化に資するというメリットを有する反面、実施機関間の合意にしか過ぎないと言った効力上の不明確化を内包している。R/Dの合意内容は上記の通り一定の内容を有する技術協力の実施につき政府に勧告することであるが、一般に政府による同勧告の受理ないし承認について明示の行為はとられず、個々の専門家派遣等に際してなされるCPフォームを添付した口上書等の公文書の交換を以って、プロジェクト全体の実施に対する黙示の承認があったものと看做している。

殆んどの場合、上記の通りの方法で特に支障なく運営されているが、近年プロジェクトの大規模化、複雑化が進み、先方の負担すべき資金、役務等が増大化する傾向にあり、日本政府からの明確な意志表示がないままに単にR/Dを基礎とするだけでは、必要な財政措置等を取り得ないとする被援助国も出てきている。

かかる場合には、R/D締結後両国政府が各々口上書にてR/Dで勧告のある技術協力プロジェクトにつき国内法令に従い実施する意図を有する旨の意図表明をしあうという形で、両国政府によるR/D・エンドースメントを行うことができる。なお、かかる意図表明は、法律的には各々の国の政府が一方的に行うものであって国際約束を形成するものではなく（特にこの口上書の交換をもって国際約束を形成するとの文言を挿入しなければ）、何等国際法上の拘束力を有するものではない。

但し、かかる口上書によるR/Dのエンドースメントは、現在のところ主として事務処理上の理由から、かかる措置を講じないと實際上多大な支障が生じると判断される案件に限って実施している。

2 R/Dの原文(英文, 西語文及び和文)

( 英 文 )

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE  
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE  
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
\_\_\_\_\_  
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
FOR THE \_\_\_\_\_ PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA) and headed by Mr. \_\_\_\_\_, visited \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_ for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the \_\_\_\_\_ Project in \_\_\_\_\_.

During its stay in \_\_\_\_\_, the Team exchanged views and had a series of discussions with the \_\_\_\_\_ authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the \_\_\_\_\_ authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of \_\_\_\_\_ will cooperate with each other in implementing the \_\_\_\_\_ Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in \_\_\_\_\_ the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries working in \_\_\_\_\_ under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

III. PROVISIONS OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III, through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of \_\_\_\_\_ upon being delivered c.i.f. to the \_\_\_\_\_ authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF \_\_\_\_\_ PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the \_\_\_\_\_ personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

2. The Government of \_\_\_\_\_ will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the \_\_\_\_\_ personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF \_\_\_\_\_

1. In accordance with the laws and regulations in force in \_\_\_\_\_, the Government of \_\_\_\_\_ will take necessary measures to provide at its own expense:
  - (1) Services of the \_\_\_\_\_ counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
  - (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within \_\_\_\_\_;
  - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in \_\_\_\_\_, the Government of \_\_\_\_\_ will take necessary measures to meet:
  - (1) Expenses necessary for the transportation within \_\_\_\_\_ of the articles referred to in III above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in \_\_\_\_\_ on the articles referred to in III above;
  - (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of \_\_\_\_\_ undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in \_\_\_\_\_ except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be \_\_\_\_\_ from \_\_\_\_\_.

ANNEX I MASTER PLAN

ANNEX II JAPANESE EXPERTS

ANNEX III LIST OF THE ARTICLES

ANNEX IV LIST OF \_\_\_\_\_ STAFF

ANNEX V LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

(西 語 文)

EL RESUMEN DE DISCUSIONES ENTRE EL GRUPO  
JAPONES DE ESTUDIO SOBRE EJECUCION Y LAS  
AUTORIDADES COMPETENTES DEL GOBIERNO DE \_\_\_\_\_  
SOBRE LA COOPERACION TECNICA DEL JAPON  
PARA EL PROYECTO \_\_\_\_\_

El Grupo Japonés de Estudio sobre Ejecución (en adelante se lo denominará "el Grupo"),  
organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante se la denominará  
"JICA") y encabezado por \_\_\_\_\_

visitó \_\_\_\_\_ desde \_\_\_\_\_ hasta \_\_\_\_\_ a los efectos de determinar  
los detalles del programa de cooperación técnica concerniente al Proyecto \_\_\_\_\_  
en \_\_\_\_\_

Durante su estadía en \_\_\_\_\_, el Grupo intercambió vistas y tuvo una serie  
de discusiones con las autoridades competentes de \_\_\_\_\_ con respecto a las medidas con-  
venientes que sean tomadas por ambos Gobiernos para la satisfactoria ejecución del Proyecto  
arriba mencionado.

A consecuencia de las discusiones, el Grupo y las autoridades competentes de \_\_\_\_\_  
convinieron en recomendar a sus respectivos Gobiernos los puntos referidos en el documento  
adjunto.

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



## EL DOCUMENTO ADJUNTO

### I. COOPERACION ENTRE AMBOS GOBIERNOS

1. El Gobierno del Japón y el de \_\_\_\_\_ se cooperarán recíprocamente en la ejecución del Proyecto \_\_\_\_\_ (en adelante se lo denominará "el Proyecto"), a los efectos de \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
2. El Proyecto será llevado a cabo de conformidad con el Plan Maestro señalado en el Anexo I.

### II. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de los servicios de los expertos japoneses como se enumeran en el Anexo II, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los expertos japoneses a que se refiere (1) anterior y sus familias gozarán en \_\_\_\_\_ de los privilegios, exenciones y beneficios como se enumeran en el Anexo III y gozarán de otros privilegios, exenciones y beneficios no menos favorables que los otorgados a aquellos expertos de terceros países u organizaciones internacionales que cumplen misiones semejantes.

### III. PROVISION DE MAQUINARIA Y EQUIPO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de equipo y otros materiales que sean necesarios para la ejecución del Proyecto como se enumeran en el Anexo IV, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los objetos a que se refiere (1) anterior pasarán a ser de propiedad del Gobierno de \_\_\_\_\_, apenas entregados, a C.I.F., a las autoridades competentes de \_\_\_\_\_ en los puertos y/o aeropuertos de desembarque, y serán utilizados exclusivamente para la ejecución del Proyecto, en consulta con los expertos japoneses referidos en el Anexo II.

### IV. CAPACITACION DEL PERSONAL DE \_\_\_\_\_ EN EL JAPON

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para recibir, a su propia costa, al

personal de \_\_\_\_\_ relacionados con el Proyecto, para la capacitación técnica en el Japón, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.

2. El Gobierno de \_\_\_\_\_ tomará medidas necesarias para asegurar que el conocimiento y experiencia que haya adquirido el personal de \_\_\_\_\_, a través de la capacitación técnica en el Japón, serán utilizados exclusivamente y en forma efectiva para la ejecución del Proyecto.

V. MEDIDAS QUE SERAN TOMADAS POR EL GOBIERNO DE \_\_\_\_\_

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en \_\_\_\_\_, el Gobierno de \_\_\_\_\_ tomará medidas necesarias para proveer, a su propia costa, de:

- (1) Servicios del personal tanto de contraparte como administrativo de \_\_\_\_\_, como se enumeran en el Anexo V;
- (2) Terreno, edificios y facilidades como se enumeran en el Anexo VI;
- (3) Provisión y reemplazo de maquinaria, equipo, instrumentos, vehículos, herramientas, repuestos y cualesquier otros materiales necesarios para la ejecución del Proyecto que no sean suministrados por intermedio de JICA bajo III anterior;
- (4) Medios de transporte y emolumentos viáticos para los expertos japoneses en los viajes oficiales dentro de \_\_\_\_\_;
- (5) Viviendas adecuadamente amuebladas para los expertos japoneses y sus familias.

2. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en \_\_\_\_\_, el Gobierno de \_\_\_\_\_ tomará medidas necesarias para cubrir:

- (1) Gastos necesarios para la transportación dentro de \_\_\_\_\_ de los objetos referidos en III anterior así como para su instalación, operación y mantenimiento correspondientes;
- (2) Derechos arancelarios, impuestos domésticos y cualesquier otros gravámenes, impuestos en \_\_\_\_\_ sobre los objetos referidos en III anterior;
- (3) Toda clase de gastos corrientes necesarios para la ejecución del Proyecto.

VI. ADMINISTRACION DEL PROYECTO

## VII. RECLAMOS CONTRA EXPERTOS JAPONESES

El Gobierno de \_\_\_\_\_ se compromete a sobrellevar reclamos, si hubiere casos contra los expertos japoneses participados en el Proyecto, provenientes de, originados en el curso de, o relacionados de alguna que otra forma con el desempeño de sus funciones de carácter oficial en \_\_\_\_\_, excepto aquellos que se ocasionaren por la mala conducta intencional o negligencia total de los expertos japoneses.

## VIII. MUTUA CONSULTA

Habrá mutua consulta entre los dos Gobiernos sobre cualesquier problemas de mayor envergadura provenientes de, o en conexión con el Documento Adjunto.

## IX. PERIODO DE COOPERACION

La duración de la cooperación técnica para con el Proyecto según el Documento Adjunto será desde \_\_\_\_\_ hasta \_\_\_\_\_.

## ANEXO I. PLAN MAESTRO

## ANEXO II. EXPERTOS JAPONESES

## ANEXO III. PRIVILEGIOS' EXENCIONES Y BENEFICIOS

1. Exenciones de impuestos sobre rentas y cualquier otro tipo de gravámenes impuestos sobre, o en relación con, las asignaciones de subsistencia remitidas desde el exterior.
2. Exenciones de derechos tanto de importación como de exportación y cualquier otro gravamen con respecto a los efectos de uso personal y doméstico, inclusive un automóvil por familia que se introduzca en \_\_\_\_\_ desde el exterior.
3. Servicios y facilidades médicos de carácter gratuito para los expertos japoneses y sus familias.

## ANEXO IV. LISTA DE MAQUINARIAS Y EQUIPOS

## ANEXO V. LISTA DEL PERSONAL DE \_\_\_\_\_

## ANEXO VI. LISTA DE TERRENOS, EDIFICIOS Y FACILIDADES

( 和 文 )

( 件名 )プロジェクトのための技術協力に関する日本側実施協議チームと( 相手国 )  
政府関係当局との討議議事録

国際協力事業団(以下「JICA」という)が組織し、( 団長氏名 )を団長とする日本側実施協議チーム(以下「チーム」という)は( 相手国 )における( 件名 )プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため( 年月日 )より( 年月日 )までの日程をもって( 相手国名 )を訪問した。

( 相手国 )滞在期間中チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して( 相手国 )側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームと( 相手国 )側関係当局はそれぞれの( 所属国 )政府に対しここに添附する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

( 署 名 地 )

( 署名年月日 )

( 日本側団長署名 )

( 相手国側代表署名 )

(和 文)

## 附 属 文 書

### I 両国政府の協力

1. 日本国政府と相手国政府は(当該事業の目的)のため(当該)プロジェクト(以下“当該プロジェクト”という)の実施において相互に協力を行う。
2. 当該プロジェクトは附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

### II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続により附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、コロンボ・プラン技術協力計画のもとに(相手国)において専門家活動に従事する才三国専門家に与えられている特権、免除及び便宜に比べ、それに劣らないものを与えられる。

### III 機材供与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続により附表Ⅲに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう機材は、陸揚の港あるいは空港にて(相手国)側当局へCIF建てにて引渡される時、(相手国)政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表Ⅳに掲げる日本人専門家との協議をもって当該プロジェクトの実施のためのみに使用される。

### IV 研修員受入

1. 日本国政府において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続により日本における技術研修のため当該プロジェクトに係る(相手国)人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. (相手国)政府は、相手国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するために、必要な措置をとる。

### V 相手国政府のとるべき措置

1. (相手国)において施行されている法律及び規則に従い、(相手国)政府は、自己の負担において次のものを提供するために、必要な措置をとる。

- (1) 附表Ⅳに掲げる(相手国)カウンターパート及び事務職員の役務
  - (2) 附表Ⅴに掲げる土地、建物及び附帯施設
  - (3) 上記Ⅲ条のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替
  - (4) (相手国)内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び旅費
  - (5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設
2. (相手国)において施行されている法律及び規則に従い、(相手国)政府は、次の経費を負担するために必要な措置をとる。
- (1) 上記Ⅲ条に掲げる機材の(相手国)内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
  - (2) 上記Ⅲ条に掲げる機材に対する(相手国)内で課される関税、国内税及びその他の課徴金
  - (3) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

## Ⅵ プロジェクト管理

### Ⅶ 日本人専門家に対する請求(クレーム)

(相手国)政府は、日本人専門家の(相手国)内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。但し、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずる責任については、この限りではない。

### Ⅷ 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは、本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

### Ⅷ 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は 年 月 日より 年間とする。

附表Ⅰ 基本計画

附表Ⅱ 日本人専門家

附表Ⅲ 機材リスト

附表Ⅳ (相手国)側スタッフのリスト

附表Ⅴ 土地、建物及び附帯施設のリスト

### 3 R/D作成のためのマニュアル

#### 3-1 本文(カバリング)

本文	作成上の留意点	
	事項	内容
1. "the ~ authorities concerned"  2. "agreed to recommend"		<p>必要に応じて本文中の "headed by —" に記入する日本側団長と対応して、相手国側の具体的な担当機関名を記入してもよい。</p> <p>相手国側の諸般の事情(特に相手国側署名者が政府自体を代表する場合や署名に先立って閣議決定等を経ており、あらためて政府に勧告する必要がない場合等)により、相手国側は本文中の "agreed to recommend" を "accepted" に変更することを強く求めることがある。</p> <p>この場合、</p> <p>(1) 一般的にR/Dの基本的性格上勧告を行うのみで、これ以上のことはできず "accepted" という表現は不可能。</p> <p>(2) 理論的には、わが方については "the Team agreed to recommend to its Government" とし、相手国側については "the ~ authorities concerned accepted" と記載することが考えられる。</p> <p>この場合、署名者の資格及び合意内容の両面において跛行的となり、のぞましくない。</p> <p>(3) また、下記のような特別なケースもあるが、同様の理由でのぞましくない。</p> <p>(事例 イラク電気産業訓練センター)</p> <p>The Japanese Team agreed to recommend to its own Government the matters referred to in the Record of Discussions attached herewith. The Iraqi Delegation, on the other hand, will prepare a report indicating the cost and other details concerning the Center to the Iraqi Authorities concerned for approval and financial allocations.</p> <p>Therefore, this Record of Discussions will be in force from the date of the letter of approval submitted by the Iraqi Authorities concerned to the Government of Japan.</p>
3. 署名  (署名位置)		<p>3-1 "The Attached Document"を本文の一部と見做す方式をとるとき(20ページ「タイトル」参照)には、署名の位置は "The Attached Document" の最後のページでなされることもある。</p> <p>3-2 日本側と相手国側の署名位置の左右の問題があるが、原則として日本側署名を左、相手国側署名を右とする (R/D交換文書の相手国側の文書には相</p>

	<p>(署名者)</p>	<p>手国側の署名位置を左としてもよい。</p> <p>3-3 相手国側が附属文書の各ページにもイニシャルすることを要望するときにはその求めに応じてよい。</p> <p>R/D作成前後には、各種の文書資料が交換されるので、それらとの区分上R/D全文書にイニシャルすることはしばしば行われている。</p> <p>3-4 現地同時署名の場合</p> <p>日本側は団長が行う。諸般の事情により団長に代ってチームの適当な団員が署名してもよい。</p> <p>3-5 送付(交換)署名の場合</p> <p>(1) 日本側がまず署名し(署名者はJICA関係部長又はJICAが委嘱したチーム団長である。特に相手国側が強く要望する場合には、双方署名者の地位等を勘案の上理事とする場合もある)、それを相手国側へ送付し相手国側が署名して手続を了する場合と、相手国側がまず署名し、日本へ送付して、日本側が署名し、手続を完了する場合とが考えられるが、実際には前者の場合が多い。</p> <p>なお、送付(交換)署名の場合、署名日付については、後に署名した日付に統一する。</p> <p>(2) 場合によっては、JICA本部の指示によりJICA海外事務所長が署名する(但し、相手国との関係によりJICA海外事務所としてのステータスが確立していない場合には、海外事務所長の署名はこのましくない)。</p> <p>3-6 相手国側の署名者は、次官クラスのサイン例が多いが、局長クラスでもよい。即ち、トップクラスでなくても相手側実施機関を代表する者であればよい。</p> <p>3-7 副署について、R/Dの性格が政府に対する勧告書であるところから、大使館員が副署することによりわが国政府がエンドースするという印象を与えるので、現地大使館員の副署は認められない。</p> <p>相手国側の副署は関係機関が複数である場合等はその要望に応じ適宜決める。署名は、日本側の場合、チーム署名者の氏名と肩書及び国際協力事業団名を記し、サインする。</p> <p>過去の事例には、“for the Government of Japan”の文言を付したものがあるが、R/Dの性格上かかる記載はできない。</p>
	<p>(サイン)</p>	



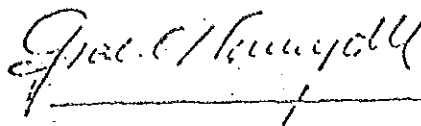
( 署 名 例 )

事例 1. ボリビア, 亜鉛鋅物回収プロジェクト



Tsuneo Moriyoshi  
Leader  
Japanese Implementation Survey Team  
Japan International Cooperation Agency,  
Japan

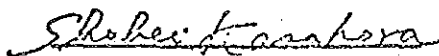
February 21, 1977, at La Paz



Gral. Div. Carlos Alcoreza M.  
General Manager  
Corporación Minera de Bolivia  
The Republic of Bolivia

事例 2. タイ, 東北タイ職業訓練センター

Bangkok, December 12, 1977.

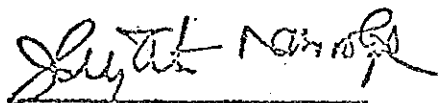


(Shohei Kasahara)  
Head of the Japanese  
Head of the Japanese  
Implementation Survey Team



(Vijit Sangtong)  
Director-General,  
Department of Labour  
Ministry of Interior

in the presence of



(Xujati Pramoolpol)  
Director-General,  
Department of Technical  
and Economic Cooperation

3-2 The Attached Document ( 附属文書 )

本 文	作 成 上 の 留 意 点	
	事 項	内 容
タイトル	1. 本文と附属文書の関係	<p>1-1 本文と附属文書の関係について、相手国側が本文と附属文書の一体化を強く主張する場合には、本文の末尾の “matters referred to in the document attached hereto.”を “matters which follow hereafter.” とし、附属文書の “The Attached Document” というタイトルを削除して、附属文書を本文と一体化することができる。この場合、署名は附属文書の末尾に行う。</p> <p>1-2 また、相手国側が要望する場合には、本文と附属文書との関係の明確化を計る上から単に “The Attached Document” とせず、 “The Attached Document Concerning _____ Project”としてもよい。</p>
I 両国政府の協力	1. 協力目的	<p>「」の1」の協力目的は、当該プロジェクトの協力効果を予測し、相手国の社会、経済の開発に如何に資するかを記載して明文化する。</p> <p>事例 1. タイ、東北タイ職業訓練センター for the purpose of providing practical and theoretical training for potential skilled workers who will contribute their skills acquired through the training to the industrial and agricultural developments, thereby promoting the productivities of the industries and the welfare of the people in Thailand.</p> <p>事例 2. タンザニア、キリマンジャロ州地域開発計画 for the purpose of contributing to the promotion of the regional development in Kilimanjaro through the agricultural development project which aims at the improvement of agricultural infrastructure and the increase in productivity and through the industrial development project which aims at the establishment of the industrial infrastructure and the promotion of industrialization.</p>
	2. “The Master Plan”	<p>2-1 “Master Plan” を “Basic Plan” とする表現もあるが、前者に統一する。</p> <p>2-2 ミニ・プロジェクトの場合、“The Master Plan” を “Annex” として添附せず、附属文書第2条にプロジェクト実施計画の概要を記すこともある。</p> <p>事例 インドネシア家族計画 The Project intends to improve the audio-visual software materials for information, education and communication for family planning both in quality and quantity, and includes the following activities.</p> <p>(1) Training of Indonesian Staff in Japan (2) Improvement of facilities for software prototype production training (3) Services of Japanese Experts in Indonesia</p>

2-3 R/Dに記載 (The Attached DocumentのAnnexとして)する“Master Plan”

に加え、R/Dとは別個に以下の要領にて「Tentative Schedule of Programme Implementation (Tentative Implementation programme

と呼ばれることもある)」を補足資料として作成することができる。

(1) 原則として全プロジェクトにつき、専門家派遣、機材供与、研修員受入のおおまかな実施時期の提示(可能な範囲内で分野毎、機種毎に細分化して提示しうる)等を内容とするわが方協力スケジュール及び相手国側負担事項の実施スケジュールを Tentative Schedule of Implementation として作成し、双方のR/D署名者がR/D署名の際に併せて署名する。相手国の事情により相手国負担事項の実施スケジュールの記載が困難な場合には、わが方協力スケジュールの一方的記載でも止むを得ない。

(2) Tentative Schedule of Implementation はあくまでも取り敢えずのスケジュールに過ぎないので、R/Dとは別文書とする。

(3) Tentative Schedule of Implementation には以下の文言を挿入することとする。

(イ) 実施に必要な予算が確保されることを前提とした取り敢えずのスケジュールである。

(ロ) 将来、必要に応じR/D(ないし協定)の規定の範囲内で内容が変更されることが有り得る。

(4) Tentative Schedule of Implementation には、原則として総事業費、機材供与金額や研修員受入数、専門家派遣数の記載(特に各年度毎の個別的記載)は行なわない。

ただし、指定された特定国の場合及び相手国側が予算確保等の事情によりその記載を要求する場合は、日本国内での協議・了承のもとに記載することができる。

2-4 Tentative Schedule of Implementation のカバリングは以下の要領で作成する。

Tentative Schedule of Implementation of  
プロジェクト名

The Japanese Implementation Survey Team and 相手国担当機関 have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as annexed hereto. This has been formulated in connection with 1-2 of the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and 相手国担当機関名 for プロジェクト名 on the conditions that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of Record of Discussions when necessity arises in the course of implementation of the Project.

署名（日本側）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

署名（相手国側）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

II 日本人専門家の派遣

1. 「IIの1」と「IIの2」の関係
2. 「日本国において施行されている法律及び規則に従い」
3. 日本人専門家の役務
4. “the normal procedure”
5. “under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme”

本条では、「IIの1」において、当該プロジェクトの実施に必要な日本人専門家の役務提供を日本側の負担で行うことを謳い、「IIの2」において、日本人専門家等が相手国へ派遣されるための条件を記している（「IIの2」の特権、免除及び便宜の供与が日本人専門家派遣の前提条件となる）。

この「法律及び規則」には予算措置もふくまれる。

専門家役務の主目的は、相手国スタッフが協力期間終了後に自立して当該プロジェクトを運営できるように、協力期間中に助言及び訓練等を通じて相手国スタッフを養成することである。従って、日本人専門家の役務内容は、プロジェクトの運営主体である相手国側専門家団に対する技術指導が中心となることに留意されたい。

A1、B1両フォームの交換及びアグレマンの取付手続を意味する。

コロンボ計画地域以外の中近東・アフリカ、中南米、大洋州地域については、“under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan”と記載する。

	<p>6. 特権, 免除及び便宜</p>	<p>コロンボ計画対象国以外の国の場合、とかく本計画を熟知しておらず、その説明を要求されることがある。</p> <p>(便宜については、後続の「V 相手国政府のとるべき措置」を参照)</p> <p>6-1 コロンボ計画加盟国の場合</p> <p>(1) コロンボ計画加盟国の場合には、それぞれ相手国においてコロンボ計画に基づく特権、免除及び便宜に関する規定を有しているので、まず、その保証をうる措置を講ずる。国によっては、“within the framework of the Colombo Plan” —ビルマ産産及び “in accordance with General Circular No. 1 of 1969 of Government of Malaysia” —マレーシア金属工業技術センターという表現を用いる場合がある(この場合、各国の各項目毎の内容をよく調べるのが大切である)。</p> <p>(1) しかしながら、コロンボ計画並では不十分と判断される場合は、特に必要と考えられる項目について、コロンボ計画に基づく規定にかかわらず、別途特別措置を相手国側に求めることとする。</p> <p>また、プロジェクトの性格により、その他の個別項目に対する相手国側措置を必要とする場合においては、適宜追加されたい。</p> <p>6-2 コロンボ計画加盟国以外の場合</p> <p>(1) 各国に専門家に対する特権、免除及び便宜に関する基本規定がない場合は、まず相手国において当該プロジェクトのための日本人専門家の受入条件として、第3国等から派遣されている専門家に対し実施している特権、免除及び便宜より不利でないものを保証せしめることが必要となる。</p> <p>(2) しかしながら、第3国等専門家に適用されている特権、免除及び便宜の実態を把握することが必ずしも容易でないことに鑑み、日本側がプロジェクト実施に伴い必要と考える特権、免除及び便宜を個々に網羅して相手国に要求せざるをえない。</p> <p>以上のことを踏まえ、原則として所得税等の免除、身用品・家財等に関する関税等の免除、無料の医療後務・便宜の3点につき、専門家の特権、免除及び便宜を確保することが必要である。</p> <p>参考までに下記にその記載例を添附する。</p>
--	----------------------	---

		<p>事例 1. Privileges, exemptions and benefits</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad;</li> <li>2. Exemption from providing security and from import and export duties and any other charges imposed in respect of personal and household effects (including one vehicle) which may be brought into the People's Republic of Bangladesh;</li> <li>3. Free medical and dental services and facilities at Governmental hospitals and health centres;</li> <li>4. Issue of identification cards to the Japanese Experts, to secure the cooperation of the authorities concerned of the People's Republic of Bangladesh necessary for the performance of the duties of the Japanese Experts, and their families.</li> </ol> <p>事例 2. Privileges, Exemptions and Benefits</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.</li> <li>(2) Exemptions from the requirement of obtaining import licenses and certificates of foreign exchange coverage, consular fees, customs duties and any other charges, except those which represent payment for specific services rendered, in respect of the importation of: <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) The Experts' and their families' baggage;</li> <li>(b) Personal and household goods and consumer goods brought into the Republic of Peru for the Experts' and their families' use; and</li> <li>(c) One motor vehicle for the Experts' personal use brought into the Republic of Peru in their own name or in the name of their spouses, provided that the Experts remain in the country for at least one year. The authorization to import a motor vehicle will be granted by the Ministry of External Relations of the Republic of Peru upon prior application of the Embassy of Japan. Instead of importing one motor vehicle in accordance with the above, the Experts may buy one Peruvian produced motor vehicle without internal taxes and other charges imposed on the motor vehicle in the Republic of Peru. The motor vehicle imported or bought in the Republic of Peru may be sold or transferred in accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Peru.</li> </ol> </li> <li>(3) Exemptions from the requirement of obtaining export licenses, customs duties and any other charges for the exportation of the baggage, goods and the motor vehicle mentioned in 4 above.</li> </ol>
--	--	---

- (4) To issue, upon application, entry and exit visas for the Experts and their families free of charge.
- (5) To issue identification cards to the Experts and their families to secure the co-operation of all governmental organizations necessary for the performance of the duties of the Experts.

6-3 The Attached Document II の 1 の冒頭に “in accordance with the laws and regulations in force” の記載があるところから、同 II の 2 についても冒頭に同様の文言の挿入を強く主張す場合がある。

しかし、わが方としては、相手国の現行法令の如何に拘らず、6-2 の(2)の通り最小限一定の専門家の特権及び免除を確保する必要があるため、その挿入には応じられない。

どうしても相手国側が同文言の挿入に固執する場合には、相手国の関係法規の規定振りを詳細に検討し、相手国現行法令上、上記の特権及び免除が確保されることを確認の上、同文言の挿入に応ずることとする場合もあるが、かかる方法は殆んどの場合その検討に極めて時間がかかり、事務的にも煩雑であるのみならず、R/D とりまとめ後相手国関係法令の改正が行われる可能性があるため、のぞましくない（但し、マレーシアの “General Circular” バングラデッシュの “Model Rule” 等、派遣専門家の特権及び免除につき明文の規定を設けている場合等には、内容を確認した上で、包括的にこれによる例はある）。

6-4 「無料の医療役務・便宜」については、相手国の事情に応じ具体的内容につき調整する余地があるが、「所得税等の免除」及び「身廻品・家財等に関する関税等の免除」の 2 点については、最も基本的な特権・免除事項であり、その確保が専門家派遣上必須の前提条件となる。

「無料の医療役務・便宜」については、例えば、「医療費の給付は専門家の家族を対象外とする」「歯治療は認めない」「診療は国病院に限定する」等々、国々によっていろいろ異なる場合がある。

従って、「無料の医療役務・便宜」条項の適用範囲の明確化は、各国の現状をよく考慮し、原則論に抵触しない程度にケース・バイ・ケースで適宜決めることとなる。

6-5 「特権・免除及び便宜」の記載方法は、附属文書の本項に一括して具体的に記載したり、Annex を設けて記載することも考えられる。

<p>III 機材供与</p>	<p>7. "No less favourable than"</p> <p>1. 供与機材の範囲</p> <p>2. 供与計画</p> <p>3. 所得権の移行と経費分担</p>	<p>本項の趣旨は、わが方が確保する特権及び免除以上のものを相手国側が第3国の専門家に与える場合には、わが方としてもこれを享受せんとするものである。</p> <p>なお、ここに言う第3国とは、通常米、英、仏等の先進諸国を意味しているが、近年発展途上国の専門家がG・Gベースで役務提供を行っている例もあり、両者に対する特権等の内容が異なる場合もありうる。</p> <p>従って、わが方専門家に与えられる特権等は先進諸国専門家に供与されるものと同一かどうか注意する必要がある。</p> <p>供与機材の範囲については、技術移転に直接必要とする機材を日本側が負担することが原則である。</p> <p>従って、通常現地での調達が可能で備品、消耗品等及び協力終了後の代替機材、スペア・パーツ等は相手国負担が原則である。</p> <p>なお、ここに機材という場合、日本人専門家が赴任する際、JICAが購入し、専門家が携行する機材（いわゆる携行機材）も含まれる。</p> <p>わが国の会計制度は単年度主義を採用しているため、R/D署名の年度から協力期間各年度の機材供与については用意周到な計画が必要となる。</p> <p>3-1 第2項では、機材の引取に必要な船荷証券等の一式書類が相手国関係当局に渡され、日本からの供与機材が相手国の港もしくは空港に陸揚げされた時、その機材は相手国の財産となることを規定している。通常、船荷証券はJICA—外務省—在外公館（JICA事務所）—相手国政府へ手渡される。機材に関する日本側負担は、CIF建、即ち、日本国内での機材購入費、相手国陸揚げ地までの輸送費及び日本から船積された時より（正確には日本国内のJICAが指定する保税倉庫から）相手国プロジェクト・サイトにおいて機材が開梱されるまで、もしくは、相手国に陸揚げされた時点より一定期間までの付保費用である。</p> <p>従って、原則的には機材の相手国陸揚げ以降の費用（陸揚げ地における保管費、相手国通関諸費及びプロジェクト・サイトまでの輸送費等）は相手国負担になる。但し、相手国陸揚げ港までの輸送及び陸揚げからプロジェクト・サイトまでの輸送並びに戦争等に起因する機材の滅失・損失に対する回復の手続、即ち保険求償手続は日本側が行うこととなっている。</p> <p>3-2 相手国が内陸国の場合、“at the ports and/or airports”を“at the airports and/or borders”と置き換える。</p> <p>3-3 供与機材の現地調達の場合には、所有権の移行と経費分担を明確にする必要</p>
-----------------	--	--



	<p>4. 無断転用の禁止</p> <p>5. 供与機材の貸出し及び譲渡</p>	<p>がある。</p> <p>4-1 さらに本項目では協力プロジェクトの早期成功を図るため供与機材が当該プロジェクト以外に使用されることを禁止する旨謳っている。</p> <p>即ち、協力期間中における供与機材の相手国政府による無断転用を禁じたものである。</p> <p>4-2 “utilized exclusively for the implementation of the project in consultation with the Japanese experts” という表現について、“exclusively” と “in consultation with the Japanese experts” を併記する必要を認めない国もあるが、前者は当該プロジェクト以外への転用を禁止するものであり、後者はプロジェクト内において供与機材の効果的な運用を特に意図するものであるため、両者共、併記することがのぞましい。</p> <p>供与機材の貸出し及び他への譲渡のケースはあり得る。</p> <p>このような場合、下記のような規定をⅡの3に設けて実施してもよい。</p> <p style="text-align: center;">( 事 例 )</p> <p>A part of the articles referred to in Article III, paragraph 1 may be rented at reasonable rates to farmers in the extension trial areas and other areas to be decided after mutual consultation between the authorities concerned of the two Governments and a part of consumable items such as fertilizers and agricultural chemicals may also be transferred at reasonable prices to the farmers in the extension trial areas.</p> <p>なお、供与機材の貸出し及び譲渡の運営は、後続の「Ⅵプロジェクト管理」において規定を設けて実施するものとする。</p> <p>日本側が技術研修のため受入れる相手国スタッフの範囲については、プロジェクトの実施に直接関係する相手国実施機関のスタッフを中心となるが、それ以外に当該プロジェクトを監督し、当該プロジェクトの運営に責任を有する上部機関等のスタッフも含まれる。</p> <p>過去の事例をみた場合、プロジェクト運営の核となる相手国スタッフ（日本人専門家のカウンターパート）が日本での技術研修の終了後、短期間に人事異動、民間又は外国への流出（頭脳流出）の例が多い。</p> <p>いわゆるカウンターパートの定着性の問題があり、協力プロジェクトの効率的運営が阻害されることとなる。</p> <p>従って、相手国政府が基本的にこれらの現象を阻止するために必要な措置をとるよう要請したものが本項である。</p> <p>なお、上記の実情から、相手国政府当局はプロジェクト要員確保のため、自ら進んで本項を設けることを要望する場合が多い。</p>
<p>Ⅳ 研修員受入れ</p>	<p>1. 受入れる相手国スタッフの範囲</p> <p>2. 帰国研修員の定着性の問題</p>	<p>日本側が技術研修のため受入れる相手国スタッフの範囲については、プロジェクトの実施に直接関係する相手国実施機関のスタッフを中心となるが、それ以外に当該プロジェクトを監督し、当該プロジェクトの運営に責任を有する上部機関等のスタッフも含まれる。</p> <p>過去の事例をみた場合、プロジェクト運営の核となる相手国スタッフ（日本人専門家のカウンターパート）が日本での技術研修の終了後、短期間に人事異動、民間又は外国への流出（頭脳流出）の例が多い。</p> <p>いわゆるカウンターパートの定着性の問題があり、協力プロジェクトの効率的運営が阻害されることとなる。</p> <p>従って、相手国政府が基本的にこれらの現象を阻止するために必要な措置をとるよう要請したものが本項である。</p> <p>なお、上記の実情から、相手国政府当局はプロジェクト要員確保のため、自ら進んで本項を設けることを要望する場合が多い。</p>

<p>V 相手国政府 のとりべき 措置</p>	<p>1. 「Vの1」と「Vの 2」の関係</p> <p>2. 項目の追加, 変更及 び削除</p> <p>2. *travel allowance*</p> <p>3. 住宅保証</p>	<p>本条には、プロジェクトの実施上必要不可欠な相手国政府負担項目を記載している。即ち、「Vの1」は負担内容が人材や物の提供等の金銭支出負担以外のいわゆる現物供与をまとめ、「Vの2」は金銭支出負担をまとめたものである。</p> <p>プロジェクトあるいは相手国の事情によっては、本条の記載事項以外の項目を追加することもあり、また、記載事項の一部を変更・削除するようなケースもあり。</p> <p>項目の追加については、必要に応じて行うことになるが、変更・削除については、これら項目がプロジェクト実施上必要不可欠な基本項目であるところから、原則として変更・削除は認められない。</p> <p>しかしながら、相手国側に財政上あるいは国内の制度上の理由等により負担が困難な場合もあり、それぞれの負担状況は、地域、国により一律ではない現状である。このため、本件については、相手国の受入体制をよく調査し、原則論に抵触しない範囲内において適宜ケース・バイ・ケースで対応することとする（将来本マニュアルを充実させ、これについて国別指針を作成することを考慮中である）。</p> <p style="text-align: center;">（相手国政府の負担事項の追加事例）</p> <p>事例1. Expenses necessary for the provision of textbooks.</p> <p>事例2. Expenses for the Experts</p> <p style="margin-left: 40px;">(i) for daily transportation to and from their place of work;</p> <p style="margin-left: 40px;">(ii) for their official travels in the Republic of Peru;</p> <p style="margin-left: 40px;">(iii) for their official correspondence</p> <p>事例3.</p> <p style="margin-left: 40px;">Expenses necessary for construction or improvement of roads, irrigation and drainage facilities and other facilities for the implementation of the Project;</p> <p>プロジェクト現地要員又は国家公務員のそれに準ずるとするケースが多い。</p> <p>住宅提供について難色を示す国が多い。その理由として、アジア諸国及びアフリカ諸国においては財政事情を理由とすと国々が多く、中南米諸国においては国内法を理由とする国々が多い。</p> <p>なお、アジア諸国のなかでもマレーシアのように“General Circular”を作成し、住居の提供（現物供与）もしくは住居手当支給（費用負担）を行っている国もある。</p>
---------------------------------	--	--

<p>Ⅴプロジェクト管理</p>	<p>4. 供与機材の輸送費の負担(内陸国の場合)</p> <p>1. プロジェクトの管理体制</p>	<p>なお、本項は、住宅の現物供与を前提として相手国側の負担を規定しているが（開発途上国の場合、応々として物理的に適当な貸家がなく、現物供与が必要となる場合が多い）、国によっては（特に住宅事情が借手市場にある場合）、むしろ現物供与ではなく、住宅手当の提供を受け、専門家の判断で住居の確保を計った方がよい場合があり、かかる場合には本項を上記趣旨に訂正のうえ、Ⅴの2に挿入することもありうる。</p> <p>「原則的には供与機材の相手国陸揚げ以降の費用は相手国負担になる」「機材供与」の3」であり、相手国が内陸国の場合にも国境からプロジェクト・サイトまでの輸送費等は相手国負担とするのが建前であるが、実際上は、内陸かつLLDCの諸国等については近隣国港湾での陸揚げ後、当該国の国境までのみならず、プロジェクト・サイトまでわが方の負担により機材輸送をする場合がある。</p> <p>本項においては、プロジェクト運営に関する管理システムを記すことがその目的である。プロジェクトの運営・管理の主体は、協力受入国である相手国側であることはいうまでもないが、プロジェクトの効率的運営のためには、相手国側がどのような組織でもって当該プロジェクトを運営・管理するのか、あるいは命令系統はどのようなものにするのか、あるいは運営・管理について日本側からはどの程度参画もしくはアシストするのか等について事前に相手国側と充分協議し、そのフレームワークを作っておく必要がある。</p> <p>上記を踏まえ本条に記載する基本的な事項は次の3項目が挙げられる。</p> <p>① プロジェクト運営・管理に関する相手国政府の責任主体及び責任範囲</p> <p>② プロジェクト運営に関し意思決定機関ないし諮問機関等の委員会を設置する場合にはその任務（機能）・構成等</p> <p>③ 派遣する日本人専門家及びその相手国側カウンターパートの一般的任務並びに日本人専門家団にチームリーダーを置く場合にはその任務等</p> <p>（事例）</p> <p>事例1. フィリピン道路交通訓練センター</p> <p>IV. Administration of the Center</p> <p>(1) The Secretary of the Department of Public Highways, the Secretary of the Department of Public Works, Transportation and Communications, and the President of the University of the Philippines System, through the Steering Committee created under Letter of Instruction No. 428 and organized by the Director-Gener-</p>
------------------	---	---

ral of NEDA, will jointly bear the overall responsibility for the establishment and operation of the Center, and for this purpose, the Steering Committee will promulgate rules, policies and guidelines and such other regulations deemed necessary for the effective and successful operation of the Center.

- (2) The Joint Committee will be established with the members as listed in Annex 5 and will advise the Steering Committee on any matters for the effective and successful implementation of the Project. The Steering Committee in considering above-mentioned matters will consult the Joint Committee.
- (3) The Director of the Center under the supervision and direction of the President of the University of the Philippines System will be responsible for the administration and operation of the Center. Japanese Chief Adviser with the support of the Japanese experts will take appropriate care on technical matters and will provide necessary technical and managerial advice for the Center in close coordination with the Philippine counterparts concerned.

事例2. インドネシアボゴール農科大学農産加工計画

9. The Rector of Bogor Agricultural University will be responsible for the administration and implementation of the Project, and the Japanese experts will provide primarily technical advice and guidance for the implementation of the Project.
10. For the successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the members as listed in Annex IV.

The Committee will meet regularly.

The function of the Committee is as follows.

- (1) Formulation of annual operational work plan of the Project
- (2) Examination of draft local budget necessary for the Project
- (3) Staffing of the Project
- (4) Publication of operational and safety codes for the utilization of instruments and equipment for the Project
- (5) Setting up working committees at IPB which will execute the implementation of the Project and their management
- (6) Others

事例3. キリマンジャロ地域総合開発計画

VI. Administration of the Projects

1. The Regional Development Director (hereinafter referred to as RDD) of Kilimanjaro Region, will bear overall responsibility for the implementation of the Projects under the supervision of Prime Minister's Office.
2. The Japanese experts will take the appropriate care on the technical matters and provide the advisory services on technical and managerial matters for the Projects in close collaboration with the Tanzanian counterpart personnel concerned.
3. The activities for the implementation of the Projects will be carried out by the Tanzanian counterpart personnel with an assistance of the Japanese Experts.
4. (1) A Regional Management Team shall be empowered to ensure successful and effective implementation of the Projects.  
(2) The meeting of RMT, under the chairmanship of RDD, will be held regularly.  
(3) Japanese experts will attend the meeting of RMT as advisors.

2. 供与機材の貸出し及び譲渡

本項では、「Ⅲの5の供与機材の貸出し及び譲渡」の運営に関する規定を記載する。

規定は、次の2事項及びその他必要事項とする。

- (1) 貸出し又は、譲渡する供与機材の品目及び量、対象地区及び対象者、貸出し又は譲渡の条件・方法等につき、また、貸出し又は譲渡による収入の運用等につき、両国政府関係当局間で協議して決定する。
- (2) 供与機材の貸出し又は譲渡は、当該プロジェクトの実施計画に基づいて実施されるものとする。

(事例)

The proceeds from such rentals or transfers will be used exclusively for the implementation of the Project.

The provisions pertaining to the rental or transfers of the goods supplied by the Government of Japan will be applied in accordance with the operational work plan referred to in Article 1, paragraph 2 and there will be close consultation between the Japanese team leader referred to in Annex II and Director of the Central Extension Resources Development Institute referred to in Annex IV as regards their application.

<p>Ⅶ 日本人専門家に対する請求（クレーム）</p>	<p>1. 責任の所在</p> <p>2. 「国内法令に基づいて」</p>	<p>本条は、日本人専門家がその職務遂行に関連して他者に損害を与えた場合、故意または重大なる過失による場合を除き、専門家の責任とすることなく、相手国がその責を負うことを規定するものである。</p> <p>“otherwise connected with” とは、通勤の途中の事故もふくむものとの解釈にある。</p> <p>なお、国によっては“gross negligence”に替え単に“negligence”とすることを要求する場合があるが、軽微な過失による場合にも専門家の責とすることは回避すべきであるので、“gross”の削除には応じられない。</p> <p>相手国によっては、本条に「国内法令に基づいて」という条件を挿入するよう要求するところもある。</p> <p>しかし、わが方としては、相手国の現行法令の如何に拘らず、不当な請求から専門家を保護する必要があるため、その種の条件の挿入には応じられない。どうしても相手国側が同条件挿入に固執する場合には、相手国の関係法規の規定振りを詳細に検討し、相手国現行法令上、不当な請求から専門家を保護することができることを確認の上、その挿入に応ずることとする場合もある。かかる方法は殆どの場合検討に極めて時間がかかり、事務的にも煩雑であるのみならず、相手国関係国内法令が改正される場合があるので、できるだけ避けたい。</p>
<p>Ⅷ 相互協議</p>		<p>本相互協議は、プロジェクトの実施担当者レベルの協議ではなく、R/Dの変更、中止、延長等の大きな問題についての両国政府間の協議を意味するものである。</p>
<p>Ⅸ 協力期間</p>	<p>1. 期間</p> <p>2. 期間の始期</p>	<p>R/Dで行う技術協力の期間は通常3～4年間であり、5年間で限度である（行政取極めの有効期間は5年を限度としている）。</p> <p>なお、R/Dとりまとめの当初から実質的な協力期間がR/Dに記載する協力期間を超えることが見込まれ、従って、R/Dの延長が必要となることが予想される場合には、相手国側の強い希望に応じて、本条の文言に</p> <p>“during which time the two Governments will have mutual consultations regarding further cooperation”</p> <p>等の文言を加えることがある。</p> <p>協力期間の開始は通常R/Dを署名した日より起算することとなる。過去のR/D例をみるとR/D協力期間の起算日をわが方の予算年度あるいは相手国側の予算年度の開始時期に合致させている例がある。これらは協力の実効</p>

性を念頭においたものであろうが、R/Dがいわば協力開始についての実質的着手表明であることから、日本側及び相手国側にとって協力は当該R/Dによって始まるとの認識が強い。従ってこの現実的認識を踏まえ、協力期間の開始はR/D署名年月日より起算するのがよい。

R/Dが法的に国際約束を形成するものではなく、それぞれの政府へその討議結果を勧告するという体裁をとっているところから、協力期間起算には勧告に基づくそれぞれの政府の何らかの決定行務が必要である。従ってR/D署名日をもって起算日とすることに無理を生ずることとなるとの見解がある。この見解によれば上記の手続上の時間的差異を念頭におき、協力期間の起算日を決めるためには、協力期間起算日をR/D署名日とせず、日本側実施協議チームと相手側代表者との間で勧告一決定までの適当な時間を見越し、それを打合せた上で適当な起算日（年・月・日）を決めるとの解状を生ずることとなる。

つきつめて考えれば確かに上記のとおりであるが、R/Dの実体的効力及び動態的内容を考えれば、上記の形式論にこだわる必要はないといえる。（始期の擬制）

（事 例）

事例1.

*The period of the technical cooperation mentioned in this Record of Discussion will be three (3) years from the date of signature of the Record of Discussions and the authorities concerned of both Governments will hold mutual consultations within this period concerning the next stage of the technical cooperation if necessary.*

事例2.

*The provisions of the various undertakings mentioned in this Record of Discussions will come into force on the date of signature and remain in force for a period of five (5) years, and may be extended by mutual agreement between the two parties for a further specified period. However, either party may, at any time, give notice to the other party of its intention to terminate these provisions in which case the technical cooperation related to the Project will terminate six months after such notice has been given.*







JICA